

受注希望型競争入札に関する質問・回答(共通編)

建設工事及び委託業務に共通する事項については、各々の質疑・回答にも記載されていますので、併せてご確認ください。

| 1 入札参加資格要件・審査等 | | |
|----------------|--|---|
| 番号 | 質問 | 回答 |
| 1 | 配置技術者の恒常的な雇用とは、いつから雇用されていることか。 | 当該工事の開札日以前三ヶ月以上の恒常的な雇用がされていることとします。 |
| 2 | 市町村民税特別徴収額通知書の基準日以降に雇用されたものは、どのような書類で確認するのか。 | 労働契約及び賃金台帳等の勤務を確認できる関係書類で確認します。 |
| 3 | 直接かつ恒常的な雇用を証する書類とは、どのような書類を提出すればいいのか。 | 原則として、健康保険証又は市町村民税特別徴収額通知書の写しとします。 なお、これによることができない場合は、以下により確認します。 ①直接的な雇用関係の確認として、労働契約書等により確認します。 (雇用関係に関する一定の規定(賃金、労働時間、雇用、権利構成等)が存在していること) ②恒常的な雇用関係の確認として、労働契約書等の内容が勤務実態として存在していることを出勤簿、賃金台帳、業務従事記録等により確認します。 |
| 4 | 恒常的な雇用とは、月にどの程度働いていければいいのか。 | 以下のとおり、一定期間にわたり勤務し、日々一定時間以上の職務に従事していることが必要です。 ① 開札日以前3ヶ月以上、一定期間の雇用関係にあること ② 日々一定時間以上の職務に従事していること ・判断基準として、他の職員の年間総労働時間の6割以上であること。そのため、常勤雇用されていることを目安として、週24時間以上(週40時間労働が標準として)業務に従事していること。 |
| 5 | 後期高齢者医療制度(75歳以上)の加入者の恒常的な雇用を証する書類は、どのような書類を提出するのか。 | 原則として、後期高齢者被保険者証及び市町村民税特別徴収額通知書の写しとします。 なお、これによることができない場合は、以下により確認します。 ①直接的な雇用関係の確認として、労働契約書等により確認します。 (雇用関係に関する一定の規定(賃金、労働時間、雇用、権利構成等)が存在していること) ②恒常的な雇用関係の確認として、労働契約書等の内容が勤務実態として存在していることを出勤簿、賃金台帳、業務従事記録等により確認します。 |
| 6 | 同種工事实績は、本店の実績でも支店の実績でも良いのか。 | 同種工事实績は、会社の実績として評価するため、支店と本店の実績を加えたもので差し支えありません。 ただし、本店扱いの営業所等が応札する場合は、本社・他の営業所等の実績は含まないこととします |
| 7 | 基本要件で付された同種工事(業務)実績を持っていない場合は、入札に参加できないのか。 | 基本要件で付された実績を持っていない場合は、入札に参加することが出来ません。 なお、基本要件で付された実績を持っていないことが判明した場合は、警告又は入札参加制限の対象となります。 |
| 8 | 成績評定点が良くない工事(業務)も実績として認められるのか。 | 工事成績評定点が65点未満の工事は実績として認めません。また、業務成績点が60点未満の業務は実績として認めません。 |
| 9 | 同種工事(業務)の実績は、元請・下請けどちらでもよいのか。 | 元請の実績のみとします。 |

| | | |
|----|--|--|
| 10 | 同種工事(業務)は民間も対象となりますか。 | 基本的には国・県・市町村・公団・独立行政法人等の公共機関から発注されたものを対象とします。詳細は「同種工事(業務)実績の基本的な考え方」に記載してあります。 ただし、建築工事等で公告に記載した場合に限り民間工事を対象に含める場合があります。 |
| 11 | 「工事成績が65点未満の同種工事については実績として認めない」となっていますが、国土交通省発注の工事で60点の工事がありませんか。また、成績を付けていない市町村工事は対象になりますか。 | 県以外の発注機関の工事成績点が65点未満のものについては実績件数に含めません。 成績を付けていない市町村工事等は全て対象に含めることが出来ます。 |
| 12 | 県発注の工事实績を持っているが、工事成績評価がなされていない。この様な工事实績についての扱いは。 | 県発注工事で成績評価がなされていない案件は、公告に明示した期間内に竣工した工事であれば、基本要件で求められる工事实績では有効となります。 また、小規模維持補修工事の実績は基本要件における工事实績の対象となりません。 |
| 13 | 共同企業体(JV)の構成員として受注した工事については、実績の対象となりますか。 | 特定JV及び復興JVについては対象としますが、経常JV、地域維持型JVについては対象としません。 ただし、トンネル、橋梁等の大型建設工事など経常JVであっても工事の概要等から技術力や施工能力等を判断するものとして妥当であると見なすことができる実績は対象とします。 |
| 14 | 過去15カ年に公共機関等から発注された業務を元請した実績とは、実績期間は年度ベースとし、公告日前日までに竣工(完了)したものを対象とするか、竣工(完了)とは、どの時点を目指すのでしょうか。 | 竣工(完了)時点は、竣工届(完了届)が提出され、発注者が受理した日となります。 |
| 15 | 本人確認のため健康保険証の写しを提出する際に留意することは。 | 個人情報保護の観点から、提出する健康保険証の写しは、被保険者の記号・番号等にマスキングを施したものとします。 なお、提出された写しの記号・番号等にマスキングが施されていない場合は、発注機関においてマスキングを行うこととします。 |

2 公告・入札等

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|--|
| 1 | 入札書及び業務費内訳書の日付は異なっても構わないか。 | 原則として、入札書については、作成日又は投函日を記入し、工事費内訳書は作成日を記入してください。ただし、開札日等が記入されたとしても、無効にはなりません。 |
| 2 | 入札書及び工事費内訳書の日付に開札日を記入した場合、無効になるのか。また、入札書及び工事費内訳書の日付は異なっても構わないか。 | 原則として、入札書については、作成日又は投函日を記入し、工事費内訳書は作成日を記入してください。ただし、開札日等が記入されたとしても、無効にはなりません。 |
| 3 | 入札書の日付について、年を誤って記入してしまった場合は、どのようになるのか。 | 入札書の記載日については、当該案件の公告日から開札日までの期間以外の日付が記載されている場合、無効となります。 |
| 4 | 入札書の工事名の年度を誤ってしまった場合、入札公告と異なっていると無効となるのか。 | 年度の誤りなどで記載事項について意思が確認できる場合でも、原則として誤字、脱字等でも入札心得の規定により無効となります。 |
| 5 | 入札を中止する場合はどのような場合か。 | 建設工事に係る受注希望型競争入札入札心得第11条第9条の第2項及び建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札入札心得第10条第2項に記載のとおり、公告から契約までの一連の手続きの中で、発注者が入札参加者の公正な入札が行われないと判断した場合は入札を中止します。 |

| | | |
|----|--|---|
| 6 | 入札書の提出方法が電子入札に指定された場合、郵送入札は認められるか。 | 原則として、認められません。 ただし、次の事由に該当し、発注機関の長の承認を受けた場合は郵送入札を認めます。 ①電子証明書(ICカード)の失効、破損等で使用できなくなったことによる、電子証明書(ICカード)の再発行申請中の場合 ②プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害により、電子入札での参加ができない場合 ③その他発注機関の長がやむをえない事由と認める場合 |
| 7 | 入札書の提出方法が電子入札に指定され、再入札へ進んだ場合、郵送入札は認められるか。 | 再入札においては認められません。 |
| 8 | 入札書の提出方法が電子入札に指定され、発注者の承認を得て、郵送入札で応札し、再入札へ進んだ場合、再度、電子入札への変更は認められるか。 | 再入札においては認められませんので、郵送入札で実施して頂きます。 |
| 9 | 再入札と再度入札と再度公告入札の差異は何か。 | ○再入札 入札額が全者、予定価格を上回った場合、(無効、無効(失格)は除く)再度公告をせず、引き続き同じ設計内容での再度の入札。 ○再度入札 応札者が無く不調で入札が終わった場合、公告期間を短縮し再度公告を行い、同じ設計内容での再度の入札。 ○再度公告入札 失格による不調で入札が終わった場合、設計内容を変えて、再度公告を行い、初度の入札とは別の案件としての入札。 |
| 10 | 再入札は必ず行うのか。 | 地方自治法施行令第167条の8第4項は再度入札を認めています。必ず再入札に付さなければならないという趣旨ではなく、再度公告からやり直しても差し支えないものと解されています。 |
| 11 | 再入札について、初度入札に参加した者でなければ参加できないか。また、初度入札が無効になった者でも参加できるか。 | 初度入札に参加しなかった者及び無効、無効(失格)となった者は再入札に参加できません。 再入札の性質は、初度入札の延長として行うものであることから、再入札に参加できるのは初度入札参加者に限るものです。 |
| 12 | 再入札をしたが、落札者が無いときは更に入札は行うのか。 | 入札回数は2回を限度します。 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、入札を終了し、あらためて再度公告入札に付することとするか、随意契約によることとなります。 |
| 13 | 初度の入札で3者の応札があり、全者予定価格を上回ったため、再入札を実施したところ、2者が応札せず1者のみの応札であった場合、入札は有効となるか。 | 入札は有効となります。 |

3 開札・契約等

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|------------------------------------|--|
| 1 | 契約保証の考え方は変更があるか。 | 平成13年10月16日 13監技第193号通知(設計・測量調査等の業務委託契約の運用について)により、原則として金銭的保証とします。 |
| 2 | 契約保証金の免除を受ける場合の手続きについては、どのようにするのか。 | 契約保証金免除申請書(様式2)に該当事項を記入し、申請書の免除条項に該当する書類を添付のうえ、発注機関へ提出してください。(コリス・テクリス登録による場合は、契約書の添付は不要です。) |
| 3 | 郵送入札を指定した場合の開札の方法はどのように行うのか。 | 当該対象工事の入札公告に示す日時、場所において公開により行います。 |

| | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 4 | 疑義申立てにより積算の誤りが確認された場合の対応はどのようになるのか。 | 原則として以降の入札手続きを中止し、再度公告入札になります。ただし、積算ミスが公平な競争を妨げないと判断され、かつ、この誤りを修正した結果でも落札候補者が変わらない場合は、入札手続きを継続することになります。 |
| 5 | 疑義申立てに対する回答はないのか。 | 疑義申立てに対する回答はしません。疑義申立て受付期限(12時まで)後、速やかに入札手続きを継続するか決定し、その旨を入札経過書の備考欄に記載し、長野県公式ホームページにより公表します。 疑義申立てにより、入札手続きを中止する場合は、入札経過書に理由書を添付して長野県公式ホームページにより公表します。 |
| 6 | 疑義申立ては電子メール又はFAX以外の方法での疑義はできるか。 | できません。 入札公告、入札心得等において遵守すべき事項を履行しないとみなされる場合は、入札参加措置要領に基づく入札参加停止を行うことがあります。 |
| 7 | 疑義申立て受付期間以外に疑義はできるか。 | できません。 |
| 8 | 同じ業者からの再度の疑義はできるか。 | できません。 |

4 随意契約等

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|--|
| 1 | 随意契約へ移行した場合、見積依頼を受けた者は見積もりを辞退できるか。また辞退をしたことで、ペナルティはあるか。 | 見積書を提出するまでは、辞退はできます。ペナルティはありません。 |
| 2 | 随意契約へ移行した場合、予定価格は変えられるか。 | 政令第167条の2第2項により「契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付する時に定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。」とされています。原則としては当初入札と同一条件で随意契約をするものです。 |
| 3 | 随意契約へ移行した場合、見積依頼を受けた者は見積書の他に、内訳明細書の提出は必要か。 | 見積書は工事等の請負の価格を算定した書類であり、当該契約の価格算定の基礎となった内訳明細書を添付するのが通常の扱いとなるため提出は必要です。 |
| 4 | 随意契約へ移行し、見積依頼を受け、契約を締結した者の見積金額が低入札価格調査に該当した場合、低入札価格調査を実施するのか。 | 受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領に準じ実施します。 |
| 5 | 随意契約において2者以上から見積書を徴取したところ、予定価格以下で同価格の見積書が提出された場合、競争入札と同様にくじにより決定するのか。 | 決定の公正を期するため、競争入札の場合に準じてくじにより決定します。 |

受注希望型競争入札に関する質問・回答(工事編)

1 入札参加資格要件・審査

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|--|
| 1 | 資格要件確認書類に、「コリンズの登録実績」とあるが、何を持参するのか。 | 竣工時にコリンズへ登録された工事カルテの写しです。 |
| 2 | 入札参加要件に対する苦情申し立てはできるか。 | 「公共工事等における入札及び契約に係る苦情対応要領」(https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/documents/20140715kujyoutaiouyouryou.pdf)に基づき苦情申し立てできます。詳細は、各発注機関へ問い合わせください。 |
| 3 | 営業所所在地の要件に示すブロックとは、具体的に何を示すのか。 | <p>【4ブロック】 東信、南信、中信、北信の4地区を指します。ブロック別の対象地域振興局は、東信(佐久、上田)、南信(諏訪、上伊那、南信州)、中信(木曾、松本、北アルプス)、北信(長野、北信)です。ブロック別の対象建設事務所は、東信(佐久、上田)、南信(諏訪、伊那、飯田)、中信(木曾、松本、安曇野、大町)、北信(千曲、須坂、長野、北信)です。</p> <p>【10ブロック】 地域振興局(佐久、上田、諏訪、上伊那、南信州、木曾、松本、北アルプス、長野、北信)の管内を指します。ブロック別の対象建設事務所は、佐久(佐久)、上田(上田)、諏訪(諏訪)、上伊那(伊那)、南信州(飯田)、木曾(木曾)、松本(松本、安曇野)、北アルプス(大町)、長野(千曲、須坂、長野)、北信(北信)です。</p> |
| 4 | 県内に本店がある業者が、10ブロック応札の場合、本店のあるブロック以外に所在する支店及び営業所が、当該所在地のブロックに入札参加できないか。 | 本店が所在するブロックのみへの入札参加が可能となります。 |
| 5 | 6千万円以上の工事の場合、特定建設業の許可は何の業種が必要か。 | それぞれの工事の公告要件により確認をお願いします。 |
| 6 | 業種別の発注標準は。 | 長野県ホームページ(https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/koji/mebo/index.html)で確認してください。なお、発注標準どおりにすべて参加できるわけではないので、必ず公告で確認してください。 |
| 7 | 従来の参加希望型競争入札で発注していた案件を受注希望型競争入札で発注する場合、資格総合点数や地域要件はどうなるのか。また、直営施工や同一月に受注できる件数制限などの条件を付けるのか。 | 従前の参加希望型競争入札で発注していた案件を受注希望型競争入札で発注する場合の資格総合点数は、C・D・E級の者を対象とした点数とし、地域要件を細分化できるものとします。直営施工や件数制限は設けないこととします。 |
| 8 | 技術者の資格取得要件の基準時点はいつか。 | 技術者の資格は、入札公告日時点で取得していることを要件とします。登録が必要な資格は登録が完了していることが必要となります。登録証あるいは検定合格証明書等に記載の日付をもって必要な登録がなされたものとし、合格通知書等のみでは登録を受けたものとして扱いません。 |

2 入札書・工事費内訳書

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|-----------------------------------|---|
| 1 | 工事費内訳書の積算合計から値引きをした場合、無効になるのか。 | 積算合計から値引きをした内訳書は無効となります。ただし、工事費内訳書の積算価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は有効となります。 |
| 2 | 工事費内訳書に積算漏れがあった場合は、無効になるのか。 | 明らかに積算項目が欠落している内訳書は無効となります。 |
| 3 | 工事費内訳書で、一式に表現され、数量が不明なため、見積ができない。 | 応札者が現地や図面を見て判断できるもの及び技術的観点から判断すべき事項については記載しません。 |
| 4 | 工事費内訳書に表紙・印は必要か。 | 表紙や印はなくてもかまいませんが、郵送入札の場合は、工事名・工事箇所・及び商号又は名称は必ず記載してください。 |
| 5 | 入札書及び工事費内訳書の金額は、円単位でよいか。 | 円単位で結構です。 |
| 6 | 予定価格の事前公表を考えているか。また、設計書の公表時期はいつか。 | 平成15年9月1日から予定価格の事前公表は行っていません。不調等の場合を除き、予定価格は開札日の翌日に公表します。また、開札後公表設計書は原則として開札日の翌日、設計価格の積算内訳(いわゆる公表用設計書)は契約後公表としています。 |
| 7 | 設計図書等に不備が発覚した場合、開札日は延期するのか。 | 平成18年4月1日公告分から、質問回答期間中に設計図書等に不備が発覚した場合は、軽微なものあれば修正の上、開札日を延期して入札を行うこととしています。 |
| 8 | 建築の工事ですが、実施内容にあわせて変更してほしい。 | 必要に応じ、協議し対応することとしております。 |

3 設計図書等の入手・質問

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | コピー・サービスセンターが遠くにある場合、他に入手方法はありますか。 | 郵送などにより入手してください。 |
| 2 | 図面をホームページに掲載できないか。 | 図面はできるだけPDFにして入札情報システムに掲載しています。(一部電子データ化できない図面等は除きます。) |
| 3 | コピー・サービスセンターに多数の案件が集中しても対応は十分か。 | 念のため、余裕を持って申し込みされるようお願いいたします。 |
| 4 | PDF形式のものを、ワード形式やエクセル形式で閲覧できないか。 | 閲覧設計書については、出来る限りCSV形式としています。また、それ以外については、従来どおりPDFファイルとします。CSVファイルについては、エクセル形式への変換ソフトをHPに掲載していますのでご利用ください。 |
| 5 | 質問者に対する個々の回答は行わないのか。 | 質問に対する回答は、すべてホームページで行い、質問者に対する個々の回答は行いません。 |
| 6 | 質問の回答に対し、再度質問したい場合はどうすればよいか。 | 質問の受付期間であれば再質問できます。また、回答については、ホームページで行います。 |
| 7 | 建築工事の設計図書等を各発注機関で閲覧できないか。 | 質問1と同様、コピー・サービスセンターに問い合わせの上、郵送などにより入手願います。 |
| 8 | 質問受付期間を過ぎた質問に回答してもらえるか。 | 質問受付期間を過ぎた質問には回答できませんのでご了承ください。 |
| 9 | 電子認証を持っていないと質問はできないのか。また、電子メールやFAXで質問するときは、無記名でよいか。 | 電子入札システムでの質問は電子認証を持っていないとできませんが、従来どおり電子メール及びFAXでも受付します。また、電子メール又はFAXで質問される場合は、内容等を確認することがありますので、必ず会社名、氏名及び連絡先を明記していただきますようお願いいたします。 |

4 一抜け方式・低入札価格調査(建設工事)

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|--|
| 1 | 一抜け方式をとるのは、分離発注のみか。 | 公告文において具体的に記載します。なお、一抜け方式については、「受注希望型競争入札における一抜け方式実施要領」(http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/documents/202103ichinuke.pdf)を参照願います。 |
| 2 | 一抜け工事の場合、落札候補者が入札した他の工事の無効となる範囲は。 | 公告文に記載された範囲内で行います。 |
| 3 | 一抜け方式の入札の決定順位は。 | 公告文に記載された落札候補者決定順位により決定します。なお、当該落札候補者が入札した他の入札は無効となります。 |
| 4 | 一抜け方式発注の2つ以上の工事において、一方の元請業者を、他方の下請業者としたいがどうか。 | 一抜け方式の趣旨から、一抜け対象の元請業者が下請に入ることは認められません。 |
| 5 | 実質支配会社の2社が一抜け対象工事にそれぞれ入札することは可能か。 | 一抜け対象工事の場合、同一案件と考えられることから、実質支配会社の2社は入札に参加することはできません。 |
| 6 | 一抜け対象工事の落札候補者が低入札価格調査に該当し、低入札価格調査事前辞退届が提出されていた場合、該当案件以後の他の一抜け対象工事の入札書の扱いは無効(失格)となるのか。 | 落札候補者が提出した、本件以後の他の一抜け対象工事の入札書は、無効(失格)として扱うこととしておりますので、落札候補者となった時点で以後の案件の入札書は無効(失格)となります。 |
| 7 | 低入札価格調査制度の調査基準又は失格基準は、どのように決められますか。 | 「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」を定めています。ホームページを参照してください。 (http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/teikakaku/chosa.html) |
| 8 | 低入札で失格となった場合のペナルティはあるか。 | 失格基準価格を下回り失格となった場合は、ペナルティはありません。 |
| 9 | 落札候補者となった場合に辞退できるか。 | 低入札価格調査の対象となった落札候補者は、辞退することができます。また、発注者に責任がある場合や、天災による場合などのやむを得ない理由以外で辞退した場合は、入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止となりますのでご注意ください。その場合は入札保証金は免除となりません。 |
| 10 | 低入札価格による受注工事において、低入札価格調査の対象となった落札候補者へ、低入札価格調査の他に、何が追加されるか。 | ① 予定価格が4,000万円以上の建設工事及び8,000万円以上の建築一式工事の場合(WTO適用案件は除く)、主任(監理)技術者と同等の入札参加の要件を満たす技術者を1人別途に配置しなければいけません。(現場代理人との兼務は可) ② 予定価格が4,000万円未満の建設工事及び8,000万円未満の建築一式工事の場合、規定されている技術者のみの配置でよいですが、専任でなければいけません。 ③ 労務費及び法定福利費を計上した標準見積書を確認します。 |
| 11 | 低入札価格による受注工事において、主任(監理)技術者と同等の入札参加の要件を満たす技術者を1人別途に配置できない場合、ペナルティはあるか。 | 該当する案件は無効(失格)となります。さらに「受注希望型競争入札における同種工事の実績等の要件に適合しない入札参加者に対する事務処理規程」により、1回目は当該入札参加者に警告通知が発行されまして、警告書発行日から2年以内に再度同様の入札を行った場合は、入札参加停止措置要領、別表第2第11号に該当する不誠実な行為が適用されます。 |

| | | |
|----|--|--|
| 12 | 低入札価格による受注工事において、労務費及び法定福利費を計上した標準見積書の不提出の場合、ペナルティがあるか。 | 工事成績の減点(法令遵守等)となります。 (文書注意—8点、口頭注意—5点) 下請けのしわ寄せは、状況により文書・口頭注意となります。最終提出は、竣工届提出時となり、提出されない場合は、発注機関の長からの口頭注意となります。さらに、竣工検査時に提出されない場合は、文書注意となります。 |
| 13 | 低入札価格調査に関する資料が期限までに提出できない場合は、ペナルティがあるか。 | 低入札価格調査に関する資料が期限までに全てが提出できない場合には、失格になります。また、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第19の措置が適用されます。 |
| 14 | 低入札価格調査に関する資料はいつまでに提出するのか。 | 低入札価格調査通知日の翌日から起算して原則として2日(休日を含まない。)以内および竣工時(竣工届提出時まで)に持参により提出してください。 |
| 15 | 低入札価格調査に関する資料はどういう書式で提出するのか。 | 紙ベースおよび電子データとし、契約後にPDFで1ファイルとし追加提出)してください。 |
| 16 | 低入札価格調査で提出した下請会社等に変更できるか。 | 低入札価格調査を経て契約した工事においては、原則として予定していた下請会社等の変更はできません。合理的な理由を伴った、やむを得ない変更が必要な場合も発注機関の承認が必要です。なお、この方式により契約した工事については、第19に規定する「該当する調査対象者への措置」により入札参加停止等の措置をとる場合があります。 |
| 17 | 低入札価格調査で提出する様式はどこにありますか。 | 長野県のホームページの「低入札価格調査について」に掲載しています。 |
| 18 | 低入札価格調査で契約した工事の技術者はどの様に配置するのか。 | 建設工事に係る受注希望型競争入札公告[共通事項]別紙2に規定する措置になります。なお、技術者を配置できない場合には無効(失格)となります。 |
| 19 | 低入札価格調査で契約した工事で品質確保対策として増員した技術者にも、工事成績、工事实績が認められるか。 | 低入札価格調査で契約した工事において、品質確保対策で増員した技術者については、低入札工事の品質確保としての技術者の増員を求めているため、増員技術者については工事成績、工事实績としては認められない。 |
| 20 | 低入札価格による受注工事において、主任(監理)技術者と同等の入札参加の要件を満たす技術者を1人別途に専任配置することあるが、基本要件で配置が必要な主任(監理)技術者については、兼務できるのか。 | 低入札価格調査に該当し、追加配置する主任(監理)技術者と同等の要件を満たす技術者及び、基本要件で配置を求める主任(監理)技術者は、他の現場との兼務はできません。 |
| 21 | 低入札価格調査で追加配置する技術者については、変更が認められるか。 | 正当な理由なく追加配置する技術者を変更することは認められません。 なお、変更後の追加配置技術者は、同等以上の者に限るものとしています。 |
| 22 | 低入札価格調査事前辞退届を内訳書のExcelファイルの中にシートを作成し、1つのファイルで提出してよいか。 | 事務手続きのミス等を防ぐ観点から、低入札価格調査事前辞退届と内訳書は別ファイルで提出してください。なお、ファイル形式は問わないものとします。 |
| 23 | 入札書提出時に併せて低入札価格調査事前辞退届を提出したいが、受注希望型競争入札の場合、電子入札システムでは、内訳書しか添付できないがどうすればよいか。 | 内訳書と低入札価格調査事前辞退届を1つのフォルダに格納し、1つの圧縮ファイルとする等の方法で内訳書に添付してください。 |
| 24 | 入札書提出時に併せて低入札価格調査事前辞退届を添付し忘れた場合は、発注機関に直接提出することは可能か。 | 低入札価格調査事前辞退届を提出する場合は、必ず入札書提出時に併せて提出してください。それ以降は、受け付けません。また、一度提出した低入札価格調査事前辞退届を撤回することもできません。 |

| | | |
|----|--|---|
| 25 | 低入札価格調査事前辞退届の提出には、回数制限やペナルティーはあるのか。 | 低入札価格調査事前辞退届を提出し、自動的に辞退となった場合は、回数制限やペナルティーはありません。ただし、入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査等により、入札参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は、入札参加停止等の措置をとる場合があります。 |
| 26 | 低入札価格調査事前辞退届を提出し忘れて、落札候補者及び低入札価格調査対象となった場合、辞退はできるのか。 | 低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程の第1の規定により、辞退することはできませんが、年3回以上辞退した場合は、入札に参加できない日の指定を受けることとなります。 |
| 27 | 郵送入札の場合も入札書の提出時に低入札価格調査事前辞退届を併せ提出しなければならないのか。同封を忘れた場合は、発注機関に直接持ち込めば受付けてもらえるのか。 | 郵送入札の場合も低入札価格調査事前辞退届を提出する場合は、実施要領第9の(3)の工事費内訳書と同様に外封筒に入れて提出してください。なお、同封されていない場合、受付できません。 |
| 28 | 郵送入札の場合、低入札価格調査事前辞退届の押印は必要か。 | 押印は必要ありませんが、必ず入札書提出時に併せて提出してください。 |

5 郵便

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | 中封筒・外封筒の封緘は代表者印を押印するのか。 | 代表者印ではなく、担当者印でも構いません。封緘がなくても入札書は有効です。 |
| 2 | 封筒への記載は、印刷やラベル添付でもよいのか。 | 構いません。印刷が滲んだり、ラベルが剥がれないように注意してください。 |
| 3 | 使用する封筒は、現在使用している自社の名前入り封筒を使用しても構わないのか。 | 構いません。 |
| 4 | 封筒の表面への記載は、横書きでなくては行けないのか。 | 縦書きでも、横書きでも必要事項が記載されていれば結構です。 |
| 5 | 入札書等配達指定日を誤って記載し郵便局へ差し出してしまった。扱いはどうなるのか。 | 入札公告に記載の入札書等配達指定日を誤って記載した入札書等は受理できません。不受理とし一般郵便によりお返しすることになります。 |
| 6 | 郵送により入札書等を提出する場合に、入札書等配達指定日に直接発注者へ届けても良いのでしょうか。 | 受理できません。郵送による場合には、一般書留、又は簡易書留のいずれかの方法により、入札公告に指定する配達日(入札書等配達指定日)を指定して郵送しなければなりません。 |
| 7 | 郵送提出の場合、いつまでに郵便局へ差し出せば良いのですか。 | 県内の場合概ね入札公告に記載の入札書等配達指定日の前々日までに郵便局へ差し出してください。なお、念のため差し出す郵便局にご確認ください。県外から送付する場合は更に1日余分に必要なのでご注意ください。 |

6 監理技術者、主任技術者の確認

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--------------------------------------|---|
| 1 | 技術者の恒常的な雇用とは、いつから雇用されていることか。 | 当該工事の開札日以前三ヶ月以上の恒常的な雇用がされていることとします。 |
| 2 | 直接かつ恒常的な雇用は、どのような書類で確認するのか。 | 健康保険証、市町村民税特別徴収額通知書、工事経歴書、資格取得証等の書類で確認します。 |
| 3 | 期間契約又は短期雇用のような契約社員を配置技術者とする事は認められるか。 | 配置技術者は、直接かつ恒常的な雇用のある者としておりますので、健康保険証又は市町村民税特別徴収額通知書(写)を提出できる場合は可能です。なお、当該書類が提出できない場合でも、直接かつ恒常的な雇用であることを確認できる書類(共通編参照)を提出できる場合は配置が可能となります。 |

| | | |
|----|--|---|
| 4 | 特定建設業を要件とした場合には、監理技術者の配置が義務か。 | 原則として、監理技術者の配置が必要です。下請額の総額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）（税込み）未満の場合で、監理技術者を配置技術者としなない場合は、公告要件に示した内容を満たす誓約書が必要です。 |
| 5 | 主任技術者の資格に制限があるか。 | 県独自の措置として、8千万円以上の土木一式工事では1級土木施工管理技士、3千万円以上の土木一式工事では1級又は2級土木施工管理技士等の国家資格者であることとしています。 |
| 6 | 誓約書では何を確認するのか。 | すべての下請業者名とそれぞれの契約予定金額による合計額（税込み）が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であることを確認します。また、自社が配置する技術者や労働者についても雇用状況を確認します。 |
| 7 | 審査時に誓約書に記載した下請業者名とそれぞれの契約予定金額は、契約後に変更できるか。 | 審査時に提出する誓約書の下請内容は、契約予定額で記載します。契約後に変更は可能ですが、下請額の合計が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）（税込み）以上とすることはできません。そのような事実があった場合には、工事を中止して改善を求めることとなります。 |
| 8 | 入札審査時の技術者は、契約後に変更できるか。 | 原則として、正当な理由なく配置技術者を変更することは認められません。 |
| 9 | 契約後技術者の変更が認められた場合、入札要件と異なる資格者に変更できるのか。 | 変更を認める場合にあっても、変更届提出日時点で必要な要件を満たす資格者となります。 |
| 10 | 主任技術者の資格を区分する金額は、契約額か。 | 県独自の措置として、1級土木施工管理技士や2級土木施工管理技士等の国家資格者の配置を求める金額は、平成15年9月1日から「予定価格」と変更しました。また、下請契約にも適用することとし、その場合には、「予定価格」は「契約金額」と読み替えます。 |
| 11 | 受注した工事の主任技術者に、営業所の専任技術者を配置してよいか。 | 建設業法の規定により、4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の公共工事に配置する専任の主任（監理）技術者は、営業所の専任技術者を兼ねることはできません。落札候補者の審査時に確認する事がありますので、別の技術者を配置してください。 |
| 12 | 本人確認のため健康保険証の写しを提出する際に留意することは。 | 個人情報保護の観点から、提出する健康保険証の写しは、被保険者の記号・番号等にマスキングを施したものとします。 なお、提出された写しの記号・番号等にマスキングが施されていない場合は、発注機関においてマスキングを行うこととします。 |

7 その他

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | 入札の結果はいつ知り得るのか。 | 原則として予定価格公表後、疑義申立て期間の後にホームページに掲載されますので確認してください。 |
| 2 | 入札参加資格要件不適合となった者が苦情の申し立てを行った結果、申し立てどおりの結果になった場合、次順位の者と締結した契約は無効になるのか。 | 申し立てがされても、事務手続きは進められることになっており、次順位との契約は有効となります。 |
| 3 | 専門工事業者の定義は。 | 建設業法第2条及び逐条解説では、29種に分かれている。「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日建設省経構発第2号の3)では、建設産業の生産活動は、総合的管理監督機能(発注者から直接建設工事を請負って企画力、技術力等総合力を発揮してその管理監督を行う機能)と、直接施工機械(専門的技能を発揮して工事施工を担当する機能)とが、それぞれ相互に組み合わせられて行う方式が基本となっており、専門工事業とは、直接施工機械を担っている業者とされています。入札参加資格審査の申請に当たっては、専門工事業種をより明確にするため、29種類の他に次の3つの専門工事業種について、資格付与希望及び完成工事高の有無を申請していただくこととしています。①プレストレスコンクリート工事②法面工事③鋼橋上部工事 |
| 4 | 長野県入札参加資格者名簿は閲覧できるか。 | 長野県ホームページ (http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/koji/mebo/index.html)でご覧いただけます。 |
| 5 | 新客観点数一覧は県のホームページで見ることができるか。 | 長野県ホームページ (https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/koji/mebo/tensu-03.html)でご覧いただけます。 |
| 6 | 入札書は本店名で応札しましたが、契約に際して営業所長の名義により契約することはできるのか。 | 入札書に記載された名義により応札し、その入札書が有効として契約することから、入札書の氏名・住所により契約することとしております。 なお、入札書並びに入札と合わせて提出する書類も同じ氏名・住所での提出を求めています。 |

8 設計書修正

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 回答期限、入札開始日を設定した理由は何ですか。 | 質問回答について設計書内容の修正があった場合に公告をできるだけ継続することから、修正内容について応札者の皆様への周知徹底が図られるように、回答期限、入札開始日を明確にしました。 |
| 2 | どのような事項が設計金額の修正の対象となるのか | ・設計額が変わっても、入札参加資格要件の変更が生じないもの。 ・新工種が生じ再積算に時間を要するなど工事施工の主要部分が大幅な変更とならないもの。 などです。 上記で対応できない修正箇所が生じた場合は、入札を中止し再公告します。 |
| 3 | 質問に設計金額に修正を要する事項があった場合、どのように対応されるのですか。 | 修正が必要な事項を修正し公告を続行することになりますが、質問期間、回答期限、入札開始日、入札書提出期限、開札日等を延期すること(最大1週間程度)で対応することになります。 |
| 4 | 入札開始日より前に郵送はできますか。もしできるのであればその取扱いはどうなりますか。 | 入札開始日以前であっても郵送入札はできますが、設計価格に修正が生じ入札書等提出期限日に変更されずと、既に提出された入札書は不受理となり、再度、入札書の提出が必要になります。応札者の皆様は必ず最終回答を確認の上入札開始日以降に入札してください。なお、電子入札の場合は入札開始日以前の入札はできないようになっています。 |

| | | |
|---|---|--|
| 5 | <p>設計図書等の優先順位は、入札開始日以降を優先順位の適用とした理由は何ですか。</p> | <p>・設計図書等の優先順位の設定は、入札開始日以降に、設計図書間のくい違いがある場合、応札者に公平な積算をしていただくことで、入札中止となるケースを最小限にすることを目的としています。</p> <p>・質問期間外での質問は、応札予定者に回答を周知することができないことから、設計図書間のくい違い、不明瞭記載等がある場合は質問期間中に質問をお願いします。</p> |
| 6 | <p>閲覧設計書の標記と図面標記が異なる場合の対応はいかがか。 例えば、ガードレールについて、以下の記載となっていた。</p> <p>1 閲覧設計書の標記 Cr-B-4E用 2 図面の標記 Cr-B-2B用</p> <p>図面を点検したところ、構造物用(2B)が適当であると思われるがどうしたらよいか。</p> | <p>・質問期間中は、不明瞭な点について質問して回答を得てください。(ご指摘どおりであれば、発注者は、公告延期のしるしをしたうえ、閲覧設計書をCr-B-2B用に修正しますので、応札者は確認の上応札してください。)</p> <p>・質問期限から回答期限までは、他の方が質問している可能性がありませんので、最終回答日に回答を確認してください。・質問回答期限が終了した後は、優先順位に従い、閲覧設計書の標記・数量(この場合は、Cr-B-4E用)で積算をお願いします。なお契約内容の疑義については、契約後に、契約書第18条(条件変更等)に基づき、監督員と協議してください。</p> |

受注希望型競争入札に関する質問・回答(委託業務編)

| 1 入札参加資格要件・審査 | | |
|---------------|--|--|
| 番号 | 質 問 | 回 答 |
| 1 | 県外本社の県内営業所要件の審査方法はどのように行うのか。 | 法人県民税、法人事業税を納税した証明又は事業開始届の写しで審査していましたが、平成21年5月から、入札公告に示す地域の営業所が入札参加資格を付与されていなければ、入札ができないこととなります。 |
| 2 | 県外本店の県内営業所は、入札参加資格や技術者の常駐による区分はあるのか。 | 主たる営業所以外の営業所に入札参加資格を与えるのは、常駐する職員(技術者に限らない。)が配置されている場合です。 |
| 3 | 技術者の資格要件の基準時点はいつか。 | 技術者の資格は、入札公告日時点で取得していることを要件とします。登録が必要な資格は登録が完了していることが必要となります。 登録証あるいは検定合格証明書等に記載の日付をもって必要な登録がなされたものとし、合格通知書等のみでは登録を受けたものとして扱いません。 |
| 4 | 発注機関の管内に営業所がある場合は考慮されるか。 | 特に考慮しません。 |
| 5 | 手持ち業務の制限はあるか。 | 特に制限は設けません。 (なお、総合評価落札方式においては、管理(主任)技術者の評価点が手持ち工事量によって減点されることがあります。) |
| 6 | 地域要件を「県内に本店又は営業所を有していること。ただし県外本店の県内営業所は当該入札に係る業種の入札参加資格を有している営業所に限る。」とした場合、①入札参加資格のある県内本店と入札参加資格のある県内営業所のどちらが入札しても有効か。②県外本店は入札参加資格があるが、県内営業所は入札参加資格がない場合、県内営業所として入札は可能か。③県外本店、県内営業所ともに入札参加資格があるが、県内営業所としてではなく、県外本店として入札は可能か。④本店扱い認定を受けた者は、県外本店の県内営業所として入札が可能か。 | ①有効です。ただし、同じ会社で複数の入札をした場合には、いずれも無効となります。 ②1のとおり、県内営業所に入札参加資格が無い場合は、入札に参加できません。 ③県内営業所で入札してください。なお、電子入札のカードがない場合は入札書等提出期限までに準備してください。 ④県外本店の県内営業所として入札はできません。本店扱い認定を受けた県内営業所(認定を受けた業種に限る)としてのみ、入札が可能です。 |
| 7 | 地域要件が「設定なし」とある場合、①本店扱い認定を受けた者は、県外本店の県内営業所として入札が可能か。②本店扱い認定を受けた県内営業所と入札参加資格のある県外本店のどちらが入札しても有効か。③県外本店の営業所について、本店扱い認定を受けていない業種については、入札参加資格を有している県外本店又は県外本店の営業所として入札は可能か。 | ①本店扱い認定を受けた業種については、県外本店の県内営業所として入札はできません。 ②6の①と同様に有効です。ただし、同じ会社で複数の入札をした場合には、いずれも無効となります。 ③可能です。ただし、同じ会社で複数の入札をした場合には、いずれも無効となります。なお、本店又は本店扱いではない営業所等が入札した場合、配置技術者は従来どおり本社等に常勤する技術者の配置が可能です。 |
| 8 | ①納税証明書はなぜ提出するのか。 ②証明書の交付を受けるにはどうしたらよいか。 ③証明書は、コピーでもよいか。 | ①入札参加要件として、滞納している県税等徴収金がないことと規定しましたので、平成22年7月1日以降に公告する入札から、確認のために提出していただきます。 ②県税務事務所の窓口で「未納の徴収金のない証明書」の交付を請求してください。入札参加資格審査申請用の証明書と同じ証明書です。(有料) ③落札候補者は、入札公告日から3ヶ月の日以降交付された証明書のコピーを提出してください。 |
| 9 | 「同種業務の実績」は、地域要件以外の支店・営業所の実績でもよいか。 | 会社としての実績を判定しますので、会社全体の実績として支店・営業所の実績を含めることは可能です。 |
| 10 | 設計業務の配置技術者の資格要件として実務経験〇年以上、該当業務実務経験〇年以上とある場合、実務経験は具体的に何を指すのか。 | 配置技術者の資格要件は、建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告[共通事項](別紙1)の実務経験〇年以上に示すとおり、「設計業務に携わった通算期間」となります。 また、該当業務実務経験〇年以上とは、該当業務の実績を求めていますので、実務経験は「該当設計業務に携わった通算期間」となります。なお、該当設計業務とは、技術士の登録部門(選択科目まで指定)もしくは、入札参加資格の建設コンサルタントの登録部門で区分してください。 |

| | | |
|----|--|---|
| 11 | 配置技術者に関する要件が、技術士の場合、技術士に認定技術管理者は含まれるか。 | 建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕(別紙1)の技術士資格要件の内容に記載があるように、「技術士の資格を有する者」としているため、認定技術管理者は含まれません。 |
|----|--|---|

2 公告・閲覧図書等

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | 公告などのホームページ(HP)の掲載は当該日の何時とするか。 | 公告を含めた入札に関する情報はホームページ(HP)に、当該日の午前9時までに掲載します。 |
| 2 | 質問書はFAX又はメールでよいか。 | どちらでも良いです。ただし、電話では受け付けません。 |
| 3 | 入札結果の問い合わせは可能か。 | 個々の問い合わせには応対しません。また入札参加者にも通知しません。原則として、予定価格公表後、疑義申立て期間の後にホームページに掲載されますので確認してください。 |
| 4 | 公告文や設計図書(閲覧設計書)の入手方法はどうか。 | 県のHPに掲載します。ただし、設計書や図面が多量でHPの対応が難しい場合は、発注機関で閲覧、又は指定のコピー店での複写(有料)で対応します。その場合は、公告文にその旨記載します。 |
| 5 | 入札書及び業務費内訳書の金額は、円単位でよいか。 | 円単位で結構です。 |
| 6 | 業務費内訳書の積算合計から値引きをした場合、無効になるのか。 | 積算合計から値引きをした内訳書は無効となります。ただし、業務費内訳書の積算価格について1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は有効となります。 |
| 7 | 質問受付期間を過ぎた質問に回答してもらえるか。 | 質問受付期間を過ぎた質問には回答しません。 |
| 8 | 電子認証を持っていないと質問はできないのか。また、電子メールやFAXで質問するときは、無記名でよいか。 | 電子入札システムでの質問は電子認証を持っていないとできませんが、従来どおり電子メール及びFAXでも受付します。また、電子メール又はFAXで質問される場合は、内容等を確認することがありますので、必ず会社名、氏名及び連絡先を明記していただきますようお願いいたします。 |

3 開札等

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 外封筒の大きさは指定があるか。 | 業務費内訳書(A4)が折らずに入る大きさにしてください。(例えば、角2封筒、社用封筒でも可) |
| 2 | 公告から開札までの確保される日数は。 | 概ね16日です。 |
| 3 | 入札書等の無効の審査をすべての入札書について実施するのか。(要領の第23~24など) | 第23の無効については、失格基準算定対象者を、第24の無効失格については、落札候補者のみについて審査します。 |
| 4 | 同額の場合はどうするのか。 | 落札候補者が、同額あるいは同点の場合、電子くじにより抽選を行います。電子くじの考え方については入札心得をご覧ください。 |
| 5 | 技術者要件の審査はその都度行うのか。 | 落札候補者については、その都度資料の提出を求め、審査を行います。 |
| 6 | 契約保証の考え方は変更があるか。 | 平成13年10月16日 13監技第193号通知(設計・測量調査等の業務委託契約の運用について)により、原則として金銭的保証とします。 |
| 7 | 内訳書の審査はどのように行うのか。 | 落札候補者の内訳書の審査を行い、その他の内訳書は抽出等により審査を行う場合があります。なお、工事に関する質問回答にも関連事項がありますのでご覧ください。 |
| 8 | 入札業務はどこがやるのか。 | 今までどおり現地機関等の発注機関が行います。 |
| 9 | 最低制限価格や低入札制度はあるのか。 | 消費税を含む予定価格が50万円を超える案件は低入札価格調査制度の対象となり、失格基準価格が設けられています。詳しくは、長野県ホームページをご覧ください。 (http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/teikakaku/chosa.html) |
| 10 | 宛名(発注機関名)の間違った入札書は有効か。 | 発注機関名の記載が間違っている入札書は「無効」となります。 |

4 その他

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 契約後技術者の変更が認められた場合、入札要件と異なる資格者に変更できるのか。 | 病気等の合理的な理由以外には、原則として契約後技術者の変更は認められません。変更を認める場合にあっても、原則として、入札要件を満たす資格者となります。 |

| | | |
|---|-----------------------------------|--|
| 2 | 実質支配会社の2社が一抜け対象業務にそれぞれ入札することは可能か。 | 一抜け対象業務の場合、同一案件と考えられることから、実質支配会社の2社は入札に参加することはできません。 |
| 3 | 低入札価格調査の基準は、どのように決められますか、不落の基準は。 | 「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度要領」を定めています。ホームページを参照してください。 (http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokuyokoji/teikakaku/chosa.html) |

5 低入札価格調査(委託業務)

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 低入札価格調査制度の対象となる業務は、どのような業務か。 | 予定価格50万円以上(税込み)からWTO適用基準未満の建設工事に係る業務委託(測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務等)で、受注希望型競争入札(総合評価落札方式を含む)が対象です。 |
| 2 | 環境調査や交通量調査など単純な調査業務でも対象となるのか。 | 予定価格50万円以上(税込み)からWTO適用基準未満の建設工事に係る業務委託であれば対象となります。 |
| 3 | 低入札価格調査基準価格とは何か。 | 低入札価格調査及び品質確保対策の対策項目(管理(主任(主任担当))技術者専任配置、第三者照査等)を実施するかどうかの判断基準価格です。落札候補者の応札額がこの価格を下回れば、低入札価格調査及び品質確保対策を実施することになります。この低入札価格調査基準価格は、予定価格の87.5%から90%の間の変動制で、現行の失格基準価格の算定式を用いて算出されます。 |
| 4 | 低入札価格調査基準価格はいつ設定されているのか。 | 応札者の応札額に応じた変動制を採用しているため、開札後に算定し設定します。 |
| 5 | 低入札価格調査基準価格は公表されるのか。 | 「低入札価格調査基準価格」はホームページで入札結果と合わせ事後公表します。 |
| 6 | 低入札価格調査の調査表の提出はいつまでに提出すればいいのか。 | 低入札価格調査実施通知後2日以内(土日・祝日・閉庁日は除く)に持参提出しなければなりません。また、業務の完了時にも実績として、同様の調査書を完了届提出時までに持参提出しなければなりません。 |
| 7 | 低入札価格調査は何を提出すれば良いか。 | 受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第19((発注機関が行う調査(WTO未満))に規定されている資料を提出してください。ただし、(11)赤字の理由(業務調査表11)は完了時のみ提出となります。また、内容について発注機関の確認を得たうえで、電子データ(PDF)も提出してください。 |
| 8 | 第三者照査技術者選任予定者届の過去5年以内の同種業務の履行実績欄は別紙でもいいか。 | 会社で作成されている既存の様式があれば「別紙のとおり」と記載し、添付資料としても構いません。 |
| 9 | 低入札価格調査の書類が提出日までに提出できない場合はどうなるか。 | 低入札価格調査に関する資料が期限までに全てが提出できない場合には、落札候補者を取消し、失格になります。また、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第20の措置(入札参加停止)が適用されます。 |
| 10 | 低入札価格調査に虚偽等があった場合はどうなるか。 | 低入札価格調査に虚偽等が確認された場合、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第20の措置(入札参加停止及び業務成績点の減点等)が適用されます。 |
| 11 | 品質確保対策によって実施される項目の内容は何か。 | 低入札価格調査基準価格未満で受注する者には、契約に係る措置として次の対策の実施が求められます。 ① 管理(主任(主任担当))技術者を専任配置 ② 第三者照査 |
| 12 | 辞退は認められるのか。 | 低入札価格調査対象者が落札候補者となっている場合に限り、落札候補者の辞退を認めます。ただし、辞退を申し出るのは落札候補者通知及び低入札価格調査実施通知日以後2日以内となります。 |
| 13 | 低入札価格調査事前辞退届を提出し忘れて、落札候補者及び低入札価格調査対象となった場合、辞退はできるのか。 | 低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程の第1の規定により、辞退することはできませんが、年3回以上辞退した場合は、入札に参加できない日の指定を受けることとなります。 |

| | | |
|----|---|---|
| 14 | 低入札価格調査事前辞退届を内訳書のExcelファイルの中にシートを作成し、1つのファイルで提出してよいか。 | 事務手続きのミス等を防ぐ観点から、低入札価格調査事前辞退届と内訳書は別ファイルで提出してください。なお、ファイル形式は問わないものとします。 |
| 15 | 入札書提出時に併せて低入札価格調査事前辞退届を提出したいが、受注希望型競争入札の場合、電子入札システムでは、内訳書しか添付できないがどうすればよいか。 | 内訳書と低入札価格調査事前辞退届を1つのフォルダに格納し、1つの圧縮ファイルとする等の方法で内訳書に添付してください。 |
| 16 | 入札書提出時に併せて低入札価格調査事前辞退届を添付し忘れた場合は、発注機関に直接提出することは可能か。 | 低入札価格調査事前辞退届を提出する場合は、必ず入札書提出時に併せて提出してください。それ以降は、受け付けません。また、一度提出した低入札価格調査事前辞退届を撤回することもできません。 |
| 17 | 低入札価格調査事前辞退届の提出には、回数制限やペナルティーはあるのか。 | 低入札価格調査事前辞退届を提出し、自動的に辞退となった場合は、回数制限やペナルティーはありません。ただし、入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査等により、入札参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は、入札参加停止等の措置をとる場合があります。 |
| 18 | 低入札価格調査事前辞退届を提出し忘れて、落札候補者及び低入札価格調査対象となった場合、辞退はできるのか。 | 低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程の第1の規定により、辞退することはできますが、年3回以上辞退した場合は、入札に参加できない日の指定を受けることとなります。 |
| 19 | 郵送入札の場合も入札書の提出時に低入札価格調査事前辞退届を併せ提出しなければならないのか。同封を忘れた場合は、発注機関に直接持ち込めば受け付けてもらえるのか。 | 郵送入札の場合も低入札価格調査事前辞退届を提出する場合は、実施要領第9の(3)の工事費内訳書と同様に外封筒に入れて提出してください。なお、同封されていない場合、受付できません。 |
| 20 | 一抜け対象業務の落札候補者が低入札価格調査に該当し、低入札価格調査事前辞退届が提出されていた場合、該当案件以後の他の一抜け対象業務の入札書の扱いは無効(失格)となるのか。 | 落札候補者が提出した、本件以後の他の一抜け対象業務の入札書は、無効(失格)として扱うこととしておりますので、落札候補者となった時点で以後の案件の入札書は無効(失格)となります。 |
| 21 | 郵送入札の場合、低入札価格調査事前辞退届の押印は必要か。 | 押印は必要ありませんが、必ず入札書提出時に併せて提出してください。 |

6 技術者専任(低入札価格調査)

| | | |
|---|---|--|
| 1 | 「技術者専任」とはどのような定義ですか。 | ①他の業務委託において、いかなる技術者としても従事しないこと。 ②助言等を含めて、他の業務委託に実質的な従事が一切ないこと。 ③国、他自治体等及び民間等の発注業務全てに対し兼務しないこと。 |
| 2 | いかなる技術者とは、何を指すのか。 | 他の業務の主任技術者、管理技術者、担当技術者、照査技術者、主任担当技術者、社内審査員等の技術者を兼ねることはできないことをいう。 |
| 3 | 業務履行中の技術者の専任をどのように確認するのか。 | 低入札対策業務委託の履行期間中は毎週の予定表と実績を発注者に提出し、専任を確認します。また、他の業務委託に従事していないかをTECRIS等で確認します。 |
| 4 | 既に他の業務に従事している技術者は専任技術者になれないのか。 | 既に従事している業務(管理(主任(主任担当))技術者だけでなく、担当技術者及び照査技術者となっている業務を含む。)があれば、当該業務の従事から外せれば専任技術者になることができます。他の業務から外すことが困難な場合は、低入札価格調査資料提出時に限り同等の技術者に変更することは可能ですが、他の場合は、やむを得ない理由を除いて原則、変更は認められません。 |
| 5 | 測量、調査及び設計等の複合業務の場合、各業種に携わる管理(主任(主任担当))技術者はすべて専任配置とするのか。 | 各業種に携わる管理(主任(主任担当))技術者は、すべて専任配置とし他業務との兼務は認めません。 |

| | | |
|---|---|---|
| 6 | 専任技術者の業務途中での変更ができますか。 | 原則として変更は認めませんが、やむを得ない理由で発注機関が変更を認める場合には、変更できます。ただし、この場合であっても変更する管理(主任(主任担当))技術者は、同等の資格を有し、かつ技術者は専任配置とします。 |
| 7 | 技術者の専任のため、既契約業務の技術者を変更しようとした場合、変更予定の技術者が、当初の配置技術者で獲得した総合評価での評価点以上の点を獲得できない場合、変更を認められるか。 | 総合評価方式で配置技術者による評価点が同等以上の場合は、発注機関の承認より変更することができますが、評価点が下がる場合は、変更は認められない。 |
| 8 | 災害時の緊急対応、小規模修正等、発注者側から依頼する業務でも、技術者の専任配置の対象案件となるのか。 | 災害時の緊急対応、小規模修正等の発注者側から依頼された業務は、発注者の承認を得れば技術者の兼任を認める。 |

7 第三者照査(低入札価格調査)

| | | |
|----|---|---|
| 1 | 第三者照査とは何か。 | 受注者が自ら行う照査に加えて、それと同様の内容の第三者による照査を受注者の負担により実施するもの。 照査計画に基づき、受注者が自ら行う照査に加えて、それと同様の内容の照査を第三者が行うものを第三者照査といいます。 |
| 2 | 第三者照査を再委託することは可能か。 | 認められない。 |
| 3 | 照査技術者を配置していない業務でも、照査技術者を配置することになるのか。 | 低入札価格調査に該当する場合は、自社の照査に加えて第三者照査を実施することになりますので、業務委託の種別によらず、必ず自社の照査技術者も配置することになります。 |
| 4 | 受注者の照査技術者の資格要件はどのような要件か。 | 管理(主任(主任担当))技術者と同等以上の技術の配置が必要となります。 |
| 5 | 第三者技術者とは。 | 受注者の当該業務への照査に加え、それと同様の内容の第三者による照査を受注者の負担により実施しますが、その第三者が配置する技術者を「第三者技術者」といいます。 |
| 6 | 第三者技術者の資格要件はどのような資格要件か。 | 受注者の管理(主任(主任担当))技術者と同等以上の技術者となります。 |
| 7 | 第三者技術者は、第三者照査を行う者(会社)に直接雇用されていないといけないか。 | 第三者技術者は、第三者照査を行う者(会社)に直接雇用(3ヶ月以上)されていなければなりません。 |
| 8 | 第三者技術者は、他の業務の技術者と兼任できるのか。 | 兼任できます。 |
| 9 | 複合業務の場合、業務種別ごとに第三者技術者を配置すべきか。 | 測量、設計等の複合業務の場合は、それぞれの業務で第三者照査を実施しなければなりません。一人の技術者が、複数の業務において、「第三者照査を行う者の要件」(それぞれの業務の管理技術者と同等以上)を満たす場合は、兼務することが可能です。 |
| 10 | 業務途中で第三者技術者を交代させることはできるのか。 | 原則交代は認めませんが、入院、退職等やむを得ない理由の場合、発注機関が認めれば、交代することができます。ただし、新たに配置する第三者技術者についても、受注者の管理技術者と同等以上の能力を持っている必要があります。 |
| 11 | 第三者照査の具体的内容はどのような内容か。 | 受注者が定める照査と同様の照査を行うこととします。 |
| 12 | 契約対象業務と同種の業務とはどのような業務をいうのか。 | 委託の種別(例:建設コンサルタント)が同一のものをいいます。 |
| 13 | 提出資料((第三者照査選任予定者届出書(業務調査表8)、第三者照査確約書(業務調査表9))は、いつ提出すればいいのか。 | 低入札価格調査実施通知後2日以内に提出しなければなりません。 |
| 14 | 第三者照査選任予定者届出書(業務調査8)の過去5年度以内における同種業務の受注及び履行の実績は別紙でもよいのか。 | 会社で作成されている既存の様式があれば、過去5年度以内における同種業務の受注及び履行の実績欄には「別紙のとおり」と記載し、添付資料としても構いません。 |
| 15 | 第三者照査選任予定者届出書(業務調査8)の過去5年度以内における同種業務の受注及び履行の実績は何を記載すればよいのか。 | 今回第三者照査の対象となった委託業務と同じ種別(例:建設コンサルタント)の履行実績を記載してください。 |

| | | |
|----|--|---|
| 16 | 照査が無い業務においては、どのように第三者照査を実施するのか。 | 業務計画書において、品質を確保する計画と同様に第三者照査を実施します。提出する資料は、受注者の任意様式と同様の資料を提出します。 |
| 17 | 第三者照査を行うものの要件で、「過去の県発注の業務において、調査対象者の第三者照査を依頼、又は依頼された」とありますが、期限はあるのですか。 | 開札年度から5か年間とし、この期間においては、第三者照査の依頼又は依頼された回数を1回のみとします。 |
| 18 | 第三者照査が見つからなかった場合には、低入札価格調査を辞退することは可能ですか。 | 低入札価格調査実施通知後2日以内であれば辞退(年3回まで)が可能です。 |
| 19 | 低入札対象業務の成果品に瑕疵が発見された場合、第三者照査を行う者にも責任が問われるのでしょうか。 | 第三者照査を行う者に対して、措置は行いません。 |
| 20 | 過去にA社がB社に第三者照査を実施させた実績がある場合、別の低入札価格調査時に、B社がA社に第三者照査を依頼することは可能ですか。 | 過去の第三者照査の実施が、開札年度から5か年以内の場合には、認めません。 |
| 21 | 照査要領がない測量や地質調査ではどのような照査をするのか | 各業務における重要なポイントで照査が必要になります。照査要領やチェックリスト等がないものについては、発注者が求める業務内容(成果)によって、受・発注者で協議のうえ、照査計画を策定することとなります。なお、照査計画や照査報告書の様式等は受注者が任意に定め、照査計画については、業務計画書に記載することになります。 (第三者照査の内容) ○測量……主要な箇所の精度等の確認を実施する。 【例】実施方針、観測、計算等の業務計画、精度管理及び点検測量等 ○設計等業務…設計照査要領等による。 【例】実施方針、使用する基準、業務計画、業務成果の内容等 ○地質調査…主要な箇所の内容確認を実施する。 【例】実施方針、使用する基準、業務計画、コア判読、柱状図作成、断面図作成、原位置試験、各種設計定数の決定、総合解析等の結果 等 ○用地調査業務…成果品検収に係るチェックリスト等 ○工損調査業務…主要な箇所の照査を実施する。 ○建築関係…別添「建築コンサルタント業務の第三者照査について」により実施する。 |
| 22 | 照査結果はどのようにまとめるのか。 | 照査技術者及び第三者技術者は、照査計画に基づき、各項目のチェックリスト等をそれぞれでまとめて照査報告書とし、管理技術者に提出します。設計照査要領等に基づいている業務については、既定のチェックシートを活用し、任意に照査計画で定めた照査項目については、受注者の様式によるものとします。 |
| 23 | 建築設計等の第三者照査を業務分野(電気設備、機械設備、構造設計等)ごとに分担できますか。 | 建築設計等の第三者照査を分野別(電気設備、機械設備、構造設計等)に分担できます。この場合、分担分野ごとに第三者照査選任届等を提出してください。また、担当分野が分かるように、業務名欄に担当分野名を()書きで併記してください。 |
| 24 | 第三者照査選任予定者届出書の第三者照査計画概要には何を記載するのか。 | 本委託業務における想定する照査等の内容を特記仕様書その他の関係書類を参照して概要を記載する。(記載例:○計画書の確認、○○条件の照査、○○計算と図面との整合性、○○測量の立会い・実施、土質定数設定の妥当性の確認、等)。実施時期は、「概要」に記載した照査等を実施する時期を記載する。(記載例:基本条件の整理時、成果品打合せ時、実施計画書作成時、基本測量終了後、○○測量実施時等) |

(別添) 建築コンサルタント業務の第三者照査について

建築コンサルタント業務における第三者照査は、次に掲げる項目、対象、方法とする。

1 設計業務

| 種別 | 照査項目 | 照査対象 | 照査方法 | 報告時期 |
|------|-----------------|-------------------------------------|--|------------|
| 基本設計 | 設計条件の確認 | 配置計画、平面計画、断面計画、仕上表 | ・各計画に設計条件が適切に反映されていることを確認する。 | 基本計画の承認時 |
| | 法令適合の確認 | 基本計画図の法令適合(建築基準法、消防法、その他基本設計に関わる法令) | ・基本計画が対象法令に適合していることを確認する。 | 〃 |
| 実施設計 | 基本図の確認 | 配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等 | ・基本計画図が適切に反映されていることを確認する。 | 基本図の承認時 |
| | 意匠図、構造図及び設備図の確認 | 意匠図、構造図及び電気設備・機械設備図 | ・各図面間に不整合が無いことを確認する。 | 成果物の提出時 |
| | 構造図の確認 | 構造図及び構造計算書 | ・構造図と構造計算書との間に不整合がないことを確認する。 | 〃 |
| | 数量積算の確認 | 数量積算書 | ・受注者が積算し作成した数量積算書が適正であることについて、第三者照査者が同じ積算を行うことにより確認する。 | 〃 |
| | 工事費積算の確認 | 工事費内訳書 | ・受注者が作成した工事費内訳書について、採用した単価の適切性を確認する。 ・工事費内訳書の記載数量と数量積算書に不整合が無いことを確認する。 ・徴収した見積書について、徴収業者、見積内容及び価格の適切性について確認する。 | 〃 |
| | 法令適合の確認 | 図面全般 | ・設計建築物が建築基準法、消防法及び省エネ法等、当該設計建築物に係る対象法令に適合していることを確認する。 | 〃 |
| 共通 | その他 | 上記の他、監督員が指示する設計図書 | ・監督員が指示する方法。 | 監督員が指示する時期 |

・耐震診断業務等も設計業務に準じる。

2 工事監理業務

| 種別 | 照査項目 | 照査対象 | 照査方法 | 報告時期 |
|------|---------------|---|--|------------|
| 工事監理 | 施工図等の確認 | 受注者が、工事の受注者等が作成し、提出する施工図、製作見本、見本施工等（以下、施工図等という。）について設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる施工図等 | ・施工図等が設計図書の内容に適合しているか確認する。 | 確認後、速やかに行う |
| | 工事材料、設備機器等の確認 | 受注者が、工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等及びそれらの見本（以下、工事材料等）について設計図書の内容に適合しているか検討し、適合していると認められる工事材料等 | ・工事材料等が設計図書の内容に適合しているか確認する。 | 〃 |
| | 対象工事の確認 | 受注者が、工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的な方法により確認し、設計図書のとおりを実施されていると認められる工事 | ・対象工事が設計図書のとおりを実施されているか立会及び品質管理記録等により確認する。 | 〃 |
| | | 受注者が、工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的な方法により確認を行い、適合していると認められる工事 | ・対象工事が工事請負契約の内容に適合しているか立会及び品質管理記録により確認する。 | 〃 |
| | 工程表の確認 | 受注者が、工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる工程表 | ・工程表が工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できるか確認する。 | 〃 |
| | 施工計画の確認 | 受注者が、工事の受注者等が作成し、提出する施工計画について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる施工計画 | ・施工計画が工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できるか確認する。 | 〃 |
| | その他 | 上記の他、監督員が指示する内容 | ・監督員が指示する方法。 | 監督員が指示する時期 |